

特別養護老人ホーム「ハッピーランドやまと」 利用料金表（1割負担）

令和8年8月

要介護度	基本利用料	日常生活継続支援加算	栄養マネジメント強化加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	単位数小計（1日）	生産性向上推進加算	単位数小計（30日）	介護職員処遇改善加算	単位数合計	所得段階区分	食費（1日）	居住費（多床室）（1日）	利用料合計（30日）	合計月額（30日）
要介護1	694	36	11	4	8	753	10	22,600	3,978	26,578	第1段階	300	0	9,000	35,578
											第2段階	390	430	24,600	51,178
											第3段階①	680	430	33,300	59,878
											第3段階②	1,420	530	58,500	85,078
											第4段階以上	1,545	915	73,800	100,378
要介護2	762	36	11	4	8	821	10	24,640	4,337	28,977	第1段階	300	0	9,000	37,977
											第2段階	390	430	24,600	53,577
											第3段階①	680	430	33,300	62,277
											第3段階②	1,420	530	58,500	87,477
											第4段階以上	1,545	915	73,800	102,777
要介護3	835	36	11	4	8	894	10	26,830	4,722	31,552	第1段階	300	0	9,000	40,552
											第2段階	390	430	24,600	56,152
											第3段階①	680	430	33,300	64,852
											第3段階②	1,420	530	58,500	90,052
											第4段階以上	1,545	915	73,800	105,352
要介護4	903	36	11	4	8	962	10	28,870	5,081	33,951	第1段階	300	0	9,000	42,951
											第2段階	390	430	24,600	58,551
											第3段階①	680	430	33,300	67,251
											第3段階②	1,420	530	58,500	92,451
											第4段階以上	1,545	915	73,800	107,751
要介護5	968	36	11	4	8	1,027	10	30,820	5,424	36,244	第1段階	300	0	9,000	45,244
											第2段階	390	430	24,600	60,844
											第3段階①	680	430	33,300	69,544
											第3段階②	1,420	530	58,500	94,744
											第4段階以上	1,545	915	73,800	110,044

※入所した日から起算して30日に限り、上記料金に一日につき¥30の加算があります（初期加算）

※小遣い預り金の管理の為、一日につき¥50の金銭管理費が発生致します。

※家電を持ち込んで使用される場合、一日につき¥30の電気代がかかります。

※外泊（入院）期間中において居室が確保されている場合は、負担限度額の段階に関わらず居住費（¥915）の対象となります。

※入所者様の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行った場合、一食につき¥6の加算があります（療養食加算）

※協力医療機関以外の受診に要する交通費は実費となります。

※ご利用者様の栄養状況、疾病状況等（名前等個人を特定できる情報は含まない）の情報を科学的介護情報システムに提出、フィードバックを行い

必要に応じて施設サービス計画を見直した場合一月につき¥50の加算があります。（科学的介護推進体制加算Ⅱ）

別表 看取り介護加算Ⅰについて(1日あたり)

期間	料金(1割負担)	料金(2割負担)	料金(3割負担)
亡くなる45日前～31日前	72円	144円	216円
亡くなる30日前～4日前	144円	288円	432円
亡くなる前々日、前日	680円	1,360円	2,040円
亡くなった日	1,280円	2,560円	3,840円

※ 所得段階(低所得者に対する食費・居住費の限度額措置)について

区分	対象者		食費	居住費
第1段階	世帯全員市町村 民税非課税者	生活保護受給者など	300	0
第2段階		年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	390	430
第3段階①		年金収入額と合計所得額が80万円超、120万円以下の方	680	430
第3段階②		年金収入額と合計所得額が120万円超の方で第2段階以外の方	1,420	530
第4段階	上記以外の方		1,545	915

※ 高額介護サービス費について

区分	対象者		自己負担上限額(月額)
第1段階	世帯全員市町村 民税非課税者	生活保護受給者など	15,000
第2段階		課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	15,000
第3段階		課税年金収入額と合計所得額が80万円を超え、第2段階以外の方	24,600
第4段階	上記以外の方		37,200

「高額介護サービス費」……介護保険の自己負担額(1割負担部分)の1カ月の合計金額が高額になった場合、所得等に応じた上限額を超えた額については、高額介護サービス費が該当となり、払い戻されます。

※ 施設利用料金には、医療費(診察、処方代金)は含まれておりませんので、別にご負担いただきます。
理美容代、その他の諸費用(日用品、消耗品等)につきましても、費用が発生した場合には別にご負担いただきます。
洗濯については、施設内での洗濯になります。但し、施設で洗濯できない衣類については、ご自宅で行っていただくか、クリーニング業者に委託する場合もございますのでご了承ください。